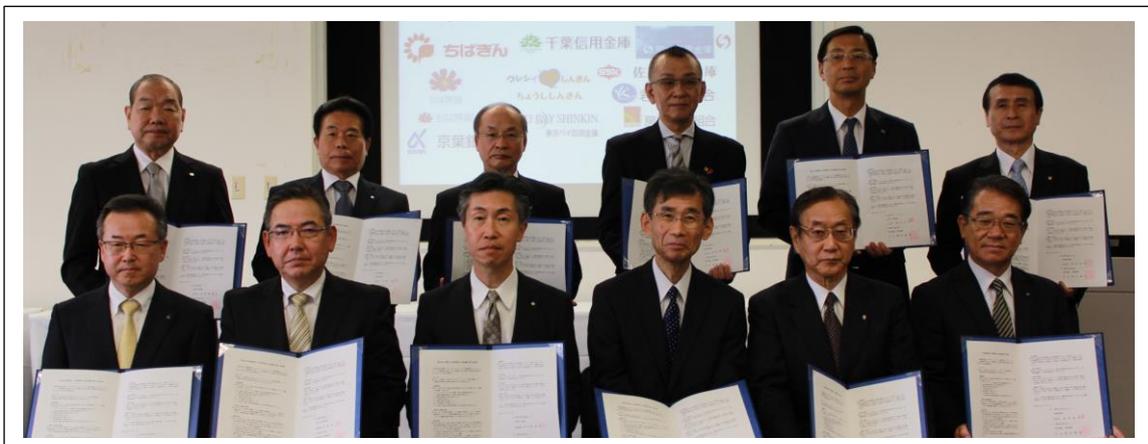


千葉労働局は、千葉県内に本店を置く全11金融機関と、働き方改革等をより一層推進するため包括連携協定を締結しました！

～県内11金融機関が一堂に会して、千葉労働局と10月11日に締結～

千葉労働局は、千葉県内の企業の働き方改革等の円滑な推進及び労働生産性向上の加速化を図るため、千葉県内に拠点を置く金融機関との間で包括連携協定を締結しました。本協定の締結により、金融機関における労働関係施策の周知や相互が連携した事業主セミナー等、地域の金融機関が地域企業の経営支援に労働施策を効果的に活用していただき、働き方改革等が円滑に推進されることを期待しています。



(後列左から順に)

銚子商工信用組合 伊東理事長、房総信用組合 白井理事長、君津信用組合 宮澤理事長、
銚子信用金庫 松岡理事長、東京ベイ信用金庫 酒井理事長、館山信用金庫 利田理事長

(前列左から順に)

株式会社京葉銀行 君塚取締役常務執行役員、株式会社千葉興業銀行 立野常務取締役常務執行役員、
株式会社千葉銀行 稲村取締役常務執行役員、千葉労働局 塚本局長、佐原信用金庫 小森理事長、
千葉信用金庫 宮澤理事長

〇〇金融機関と千葉労働局との包括連携に関する協定書（抜粋）

〇〇金融機関（以下「甲」という。）は、千葉労働局（以下「乙」という。）と、連携強化を図ることで千葉県内における働き方改革等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして、密接な連携により、千葉県内の働き方改革等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議の上連携し、協力する。

- (1) ワークライフバランスの推進、女性の活躍促進に関すること。
- (2) 企業の労働生産性向上に資する取組に関すること。
- (3) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 多様な働き方に関すること。
- (6) 乙の施策のPRに関すること。
- (7) その他、働き方改革等を推進するため本協定の目的に沿うこと。